

穴水町地域防災強化支援事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

(目的等)

第1条 この補助金は、町が自主防災組織に必要な資機材の整備及び自主防災組織による訓練等に係る経費を町が石川県から令和6年能登半島地震復興基金交付金の交付を受けて補助することにより、自助・共助からなる地域防災の強化を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく穴水町地域防災強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、穴水町補助金交付規則（平成9年4月1日規則第9号）に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助対象となる者は、町内の住民による自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象とする経費は、自主防災組織が行う地域防災力の向上に資する取組のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災資機材の整備に要する経費
- (2) 防災訓練やDIG（災害図上訓練）等の実施に要する経費
- (3) その他、自主防災活動や防災訓練に資する取組に要する経費

(交付額)

第4条 補助金の補助率は10分の10で、補助上限額は1組織あたり100千円とする。

(補助要件)

第5条 補助金の交付決定にあつては、次の各号に掲げる内容を要件とする。

- (1) 資機材やマニュアル等を整備した場合、自主防災組織はそれらを使った活動を実施すること。
- (2) 交付決定後、最低3年間、町が行う自主防災組織の訓練や活動に参加・実施すること。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、穴水町地域防災強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業経費の根拠資料一式（委託設計書や見積書、カタログ等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類において、申請者が既に事業を完了している場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、その結果を穴水町地域防災強化支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定を通知する場合において必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(対象事業の内容変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更し、又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、町長に穴水町地域防災

強化支援事業補助金変更承認申請書（様式第 5 号）に町長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならないこととする。

- 2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、穴水町地域防災強化支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 申請者は、事業完了後速やかに穴水町地域防災強化支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）事業実績報告書（様式第 8 号）
- （2）支出実績報告書（様式第 9 号）
- （3）事業の実績を証する資料（領収書、写真等）
- （4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、事業の内容及びこれに係る経費の支出が適正であると認めるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに穴水町地域防災強化支援事業補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 前条に規定する補助金額の確定通知を受けた申請者は、穴水町地域防災強化支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定によらず、町長が特に必要と認めるときは、申請者は請求書に理由書及び事業者からの請求書を付して、概算払いの請求をすることができる。

- 3 前項の規定により概算払いを受けた申請者が第 1 項の規定により請求しようとするときは、確定額と概算払い額の差額を請求するものとする。

（補助金の返還等）

第 12 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）その他この告示の規定に違反したとき。

- 2 町長は、前項の決定をしたときは、穴水町地域防災強化支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により交付決定団体に通知するものとする。

（補則）

第 13 条 この補助事業は、令和 6 年能登半島地震復興基金交付金の事業期間である令和 9 年度までとし、補助金の申請は、1 組織につき年度あたり 1 回限りとする。

- 2 補助金の交付に関するその他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。